第１０１号議案

中野区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和８年１１月２６日

提出者　中野区長　　酒　　井　　直　　人

（提案理由）

都市基盤部を廃止するとともに、企画部、総務部、環境部及びまちづくり推進部の分掌事務を改める必要がある。

中野区組織条例の一部を改正する条例

中野区組織条例（平成３０年中野区条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「環境部
都市基盤部」を「環境部」に改める。

第３条第１号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク　情報政策及び情報システムに関すること。

第３条第２号中キを削り、クをキとし、ケをクとし、同条第７号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同条第８号を削り、同条第９号中エをコとし、アからウまでをキからケまでとし、キの前に次のように加える。

ア　都市計画に関すること。

イ　土木に関すること。

ウ　公園に関すること。

エ　みどりに関すること。

オ　建築に関すること。

カ　住宅に関すること。

第３条中第９号を第８号とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（中野区建築審査会条例等の一部改正）

２　次に掲げる条例の規定中「都市基盤部」を「まちづくり推進部」に改める。

⑴　中野区建築審査会条例（昭和５８年中野区条例第１０号）第１０条

⑵　中野区空家等対策審議会条例（平成２８年中野区条例第５９号）第８条

⑶　中野区交通政策推進協議会条例（令和４年中野区条例第３１号）第１０条

⑷　中野区空家等対策審査会条例（令和７年中野区条例第３５号）第９条